

Title	黄清溪氏学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.11 (1976. 11) ,p.68- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19761115-0068

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

黄清溪氏学位請求論文審査報告

黄清溪氏提出の学位請求論文「手形抗弁の理論―特に手形法第一七条を中心に―」の構成は次のとおりである。

序論

第一章 抗弁制限

第一 抗弁制限の沿革の概観

第二 抗弁制限の理論根拠

一 法的政策説

二 無因性文言性説

三 権利外観説

四 発行者の意思説

五 原始取得説

六 私見

第二章 悪意の抗弁

第一 序説

第二 悪意の抗弁の意義

第三 一般悪意の抗弁との関係

一 直接当事者間の抗弁

二 いわゆる後者の抗弁

三 隠れた取立委任裏書の抗弁

第四 悪意の抗弁の前提

一 害意の解釈

二 重過失の有無

三 「前者」の意義

四 悪意の認定時期

第三章 手形抗弁の分類

第一 従来分類方法とその疑義

第二 物的抗弁

一 民法第四七二条による物的抗弁

二 民法第四七二条によらない物的抗弁

第三 人的抗弁

一 手形法の規定による人的抗弁

二 理論（外観法理）による人的抗弁

第四 若干の手形抗弁についての再考

一 手形偽造変造の抗弁

二 商法第二六五条、民法第一〇八条違反の抗弁

三 表見代理の抗弁

四 交付欠缺の抗弁

五 意思表示の瑕疵の抗弁

六 手形の受戻をしない支払済の抗弁

七 融通手形の抗弁

結論

従来、手形抗弁については物的抗弁と人的抗弁に二分し、人的抗弁はすべて手形法第一七条の対象となると理解するのが通常であつた。これに対して論者は、人的抗弁事由とされてゐるもののうちにも、更に二つの種類の抗弁事由、すなわち手形債権が有効に成立してゐることを前提とする抗弁事由と、手形債権の成立または存在に瑕疵があり、その存否を抗弁事由とするものとがあることを指摘する。そして、この二つの種類の抗弁事由のうち、前者はまさに手形法第一七条の対象となりうるものであるのに対し、後者は第一七条の対象外のものであり、そのように理解することによつて、手形法第一七条の解釈上の諸問題も解決できると主張してゐる。このような主張と論理の構成のためには、手形抗弁及び抗弁制限制度がいかなる沿革に基いて成立し、いかなる法理によつて基礎づけられてゐるかを明らかにする必要がある。次に、手形取引の実際において主張され、また、裁判上問題となつた手形抗弁をできるだけ広くとりあげ、個別的に抗弁事由の内容と主張できる範囲を確定することが重要である。そこで論者は、第一章抗弁制限と第二章悪意の抗弁において、この問題を法理面から追求すると共に、第三章手形抗弁の分類においては、右の法理を適用して抗弁制限に関する重要問題を説明してゐるので、その順序に従つて、これを概観していこう。

第一章抗弁制限の部分においては、抗弁制限の制度を沿革的に概観し、次いで林立している抗弁制限に関する諸学説を検討して、その法理の本質を探究する。ここでは法的政策説、権利外観説、発行者の意思説などをあげ、適切な紹介と批判を掲げて、最後に論者の

私見を述べてゐる。この抗弁制限の法理に関する論者の私見の部分は、第一章のうちの半分以上の分量を占めており、きわめて詳細なものである。

まず、論者は抗弁制限の法的基礎は、手形債権の無因性、文言性に求めるべきものとする。既に手形振出の段階において、その無因性、文言性が機能する結果、手形上の権利関係は、一方においては手形に記載された文言を権利内容とし、他方においては手形振出の原因関係から切離された別個の権利関係として、振出という手形の設権行為によつて創出される。この権利関係は最初は振出人と受取人との間に存立するものであるが、それが手形の裏書譲渡によつて被裏書人へと流通する。この場合にも右の権利関係は終始一定不変であり、証券外の抗弁事由は移転されることはない。すなわち、手形上の権利自体は書面と共に終始するのに反し、抗弁事由のあるものはこれを生ぜしめた人に附着して、裏書人に残留する。その意味では、手形法第一七条本文の定める抗弁の制限は当然の事理の規定であり、同条但書はいわゆる一般悪意の抗弁を条文化したものと理解する。

第二章悪意の抗弁においては、前述した抗弁制限に関する論者の特色ある見解に立つて、手形法第一七条但書の悪意の抗弁について探究を進めてゐる。従来多くの学説は、抗弁のついた手形債権が譲渡される場合には、手形の流通力を強化するため、善意の取得者の手許では抗弁を切斷させるが、悪意者については切斷させる理由はないから、最初の抗弁が復活すると理解してゐる。これに対して論

者は、手形抗弁はこれを生ぜしめた人に附着して移転しないと説明するから、反対に悪意者に対して抗弁を対抗できる理由を基礎づけなければならぬこととなる。そこで、手形第一七条但書が悪意の抗弁を認める根拠は、一般悪意の抗弁の条文化にはかならないと説明する。これに関連して、直接当事者間の抗弁、裏書の原因関係が消滅した場合に、被裏書人が振出人に支払を請求できるかという問題、隠れた取立委任裏書の場合などについても考察している。

そして論者は右の理解を背景に、手形法第一七条における「前者」、「人的関係」及び「債務者を害することを知りて」の三つの要件の概念の意味を明らかにする。まず、いわゆる「前者」は直接の前者に限定するのが妥当であり、「債務者を害することを知りて」の文言も忠実に狭く解すべきであるとし、重過失という要件を持たむことは必要でないとする。このことは手形法第一七条の対象とする人的抗弁は、既に成立している手形債権に関するものであるから、抗弁の対抗を受けるための要件は厳格に解すべきであり、その点で、第一七条の対象外の抗弁において、手形法第一六条第二項と同様の「悪意」で足りると解するのは異なるとする。この結果は多数説の解釈と大きな差異はないが、論者の基本的な立場を前提としながらドイツ及びわが国の学説、判例を豊富に引用して、解釈のための理論を明らかにしている点は注目される。そしてこの基礎理論の確立によつて、手形法第一七条の対象とする抗弁の限界、裏返して言えば、その対象外の人的抗弁を区別するための基準をうることができたとする。

第三章手形抗弁の分類の部分においては、通説が人的抗弁はすべて手形法第一七条によつて処理されると理解することの不当性を指摘しながら、論者の手形抗弁に関する特色ある理解に基づく分類方法と、そのための基準を提示することを中心に考察を進めている。すなわち論者は、手形抗弁を物的抗弁と人的抗弁に分類した後、更に人的抗弁を手形法第一七条の規定による人的抗弁と、外観法理による人的抗弁に区別する。このうち、前者の人的抗弁は、抗弁事由は存在するが、手形上の権利それ自体が完全に存在している点に特色がある。これに対して後者の人的抗弁は、手形債務の有効な成立が否定される場合に、外観法理の作用する効果として抗弁制限が付与される。もつとも、この外観法理も手形取得者の外観信頼と、債務者の外観惹起についての帰責性を考量するため、その適用の場面に限界はあると指摘する。

次に、実務上も問題となつている数個の重要な抗弁事由をとりあげ、右に述べた抗弁分類の基準からいつて、それは物的抗弁であるか人的抗弁であるか、仮りに人的抗弁に属するとすれば、次に手形法第一七条の対象となる抗弁であるか否かを究明している。その結果、現在の社会観念からすると、手形行為における意思表示の瑕疵、手形交付の欠缺、表見代理などの抗弁事由については、外観法理の作用する場合と認められ、従つて手形法第一七条の適用のない人的抗弁事由となることを説明している。これに対して、無能力、無権代理、手形の偽造変造、商法第二六五条違反の抗弁については、手形債務者の保護を重視し、物的抗弁と解すべきであるとする。ま

た、手形の受戻をしない支払済の抗弁と、学説、判例上多少の争いのある融通手形の抗弁は、いずれも手形法第一七条の適用される典型的な人的抗弁であり、特異なものではないことを論証している。

最後に論者は、これまで述べてきたように、手形抗弁を物的抗弁と人的抗弁に区別するのみでなく、人的抗弁について手形法によるものと外観法理によるものとに区分して論ずると、人的抗弁について抗弁切断の効果が与えられる根拠を正しく理解できるし、その成立要件に関して、二種類の抗弁事由を峻別して処理することができ。また、多数説が手形法第一七条について行つてきたあいまいで曲解さえあつた議論も、これですつきりした形で解決できると述べて本論文を結んでいる。

これまで述べてきたように、本論文は手形抗弁をめぐる各種の問題を解決しようとして、我が国及びドイツの判例、学説をきわめて丹念に検討し、その上で論者の見解を明らかにしたものである。論者は手形抗弁の問題を単にそのみに留めず、手形法の構成、更に広く債権法体系との関連をも考慮しながら、問題を正しく位置づけて検討しているため、手形抗弁の論文としてはこれまで見られなかつた着実な構成の上に立つて、緻密な論理を展開している。特に高く評価できる点はこれまで多くの学説が人的抗弁と手形法第一七条の關係については必ずしも明確でなかつたのに対し、論者は人的抗弁のうち第一七条の適用される抗弁と、それ以外の抗弁とがあることを指摘して、これを精力的に論証している点である。

また、本論文をとおして見られる特色は手形抗弁に関する重要問

題をほとんど洩れなくとりあげて検討すると共に、従来の多数説にとらわれることなく、着実に自説を打ち出していることである。たとえば手形抗弁の分類に関して、手形行為における意思表示の瑕疵に関する抗弁は外観法理が働く人的抗弁であるが、行為者の無能力、手形の偽造、変造及び商法第二六五条違反の手形抗弁は物的抗弁であるとす。これらの点について多数説の根拠を広くかつ詳細に吟味した後、なおこれに従うことのできないことを明らかにしている。こうした結論をうるためには、相当長期間にわたる検討と手形法に関する基本的な理解をもつことが必要であるが、論者がこの二つの要件を満たしていることは随所にうかがうことができる。

このように、周到な準備と克明な分析によつてでき上つた本論文ではあるが、何分にもとりあげている問題は手形法上の難問であるため、細部の点についてはなお検討を要するものも見受けられる。たとえば手形抗弁の根拠を文言性と無因性に求めているが、両者のそれぞれの限界ないし適用上の対象の差異について、更に明確にすることが必要である。また、一般に外観法理が無制限に拡大される傾向のあるのに対し、論者はその理論の妥当すべき限界のあることを指摘し、これを詳細に論証した点には説得力がある。その反面、手形債権が手形の設権行為によつて成立すると説明しているが、そうになると、論者が創造説ではなく交付契約説の立場を基本とすると述べていることの關係について、なお多く論ずる必要がある。

手形法学界における最近の動向を眺めると、手形法全般にわたる体系書が公刊されており、また、数多くの判例に対する判例研究と、

これに関連して、二、三の限られた事項に関する研究業績が発表されている。これに対して、手形法上の制度を体系的に研究した研究書の少ないなかで、論者が手形抗弁の問題について、人的抗弁、物的抗弁の両面から総合的、体系的な研究を行い、ここに従来の学説に反省を与える本論文を完成したことは、高い評価を与えることができよう。論者が外国語である日本語、ドイツ語などの文献を精読し、これを基礎として、手形抗弁に関する見解を日本語で表現した点にも、論者の多年の努力と優れた才能をうかがうことができる。要するに、本論文により示された黄清溪氏の学識は、法学博士（慶應義塾大学）の学位を受けるに十分値するものと判断される。

昭和五十一年九月一〇日

主査 慶應義塾大学教授 法学博士 高島正夫
副査 慶應義塾大学教授 法学博士 内池慶四郎
副査 慶應義塾大学名誉教授 津田利治

備考 本学位は、慶應義塾大学学位規程第三条によるものである。

細川哲氏学位請求論文審査要旨

鳥取大学教育学部助教授細川哲氏提出にかかる学位請求論文「教育権独立論と学習権」につき、審査の結果をつぎのごとく報告いたします。

一 本論文成立の背景

一九四五年終戦にともなう制度の混乱のなかで、全日本教員組合が結成され、一九四七・八年には、現行憲法の理念を具体化した教育基本法、学校教育法、旧教育委員会法がそれぞれ公布され、現行教育制度の基礎が形成されるにいたつた。その後、一九五〇年に文部大臣（天野貞祐）は、道徳教育振興、修身科復活を強調し、日教組もこれに抵抗し「自主的教育確立」をめざし第一回教研大会を開催するなど、次第にその運動がたかまり、文部省対日教組の抗争が具体化してきた。

さらに、一九五六年地方教育行政の組織及び運営に関する法律（通称 地方教育行政法—教育委員の公選を任命制に改正等）の制定や、翌五七年文部省の教員に対する勤務評定の実施、これに対する日教組の非常事態宣言や勤務評定反対闘争ならびに反対闘争事件、同六